

山梨県公報

号外第六号

令和元年

六月二十四日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程……………一
- 山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………二
- 政治団体の名称等の届出……………四
- 山梨県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………五
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………五
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………六
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………六
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………六

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさる

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「二通及び写真二枚」を「(書面の場合は掲載文二通及び写真二枚)」に改め、同条第二項中「原稿用紙に記載」を「原稿用紙(県委員会が提供する同様の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載し、又は記録」に改め、同条第

三項中「その」を「申請する際に、掲載文を記載し、又は記録した原稿用紙に添付し、又は記録しなければならない。この場合において、書面による掲載文を添付するとき、当該写真の」に改める。

第四十八条第一項中「黒色の色素により記載」を「無彩色で記載し、又は記録」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「記載」を「記載し、又は記録」に改める。

第五十条第一項中「記載しなおした掲載文二通」を「記載し直し、又は記録し直した掲載文(書面の場合は二通)」に改める。

第五十一条第一項中「又は記載した文字が著しく小さい場合その他次条の規定により印刷した場合において、印刷」を「、又は当該掲載文を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷」に、「当該文字」を「掲載文の記載又は記録」に改める。

第五十二条の見出し中「方法及び」を削る。

第五十二条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第六十八条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十三号様式中「別添のとおり(正副2通)」を「別添のとおり(書面の場合は正副2通)」に、「写真(2枚)添付のとおり」を「写真(2枚)添付のとおり(書面の縮小)」に改める。

第二十八号様式その二中

参議院 (ふりがな) の氏名
名簿登録者

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

| |
|--|
| |
|--|

を

(ふりがな)の氏名
参議院名簿登載者

| | |
|-----------|-----------------|
| (順位) (氏名) | 優先的に当選人となるべき候補者 |
| (順位) (氏名) | 優先的に当選人となるべき候補者 |

に改める。

| | |
|-----------|-----------------|
| (順位) (氏名) | 優先的に当選人となるべき候補者 |
| (順位) (氏名) | 優先的に当選人となるべき候補者 |

同様式備考3及び4を次のように改める。

3 参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者（以下「特定枠名簿登載者」という。）を除く。）の氏名の掲載の順序は、同条第四項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。特定枠名簿登

載者の氏名等の掲示については、同条第五項の規定に従い、特定枠名簿登載者以外の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該参議院名簿登載者の氏名の次に、掲載すること。
4 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとしてふりがなを付し、特定枠名簿登載者の「順位」については横書きとすること。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公職選挙法等施行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員、参議院議員、山梨県知事及び山梨県議会議員の選挙について適用（第二十八号様式その二の改正については参議院議員の通常選挙から適用）し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員、参議院議員、山梨県知事及び山梨県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

山梨県選挙管理委員会規程第二号

山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさる

山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山梨県選挙事務取扱規程（平成十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式その3（参議院比例代表選出議員の選挙）中「~~名簿登載者の得票総数~~」を「~~名簿登載者（特定枠を除く）の得票総数~~」とし、「(b) 名簿登載者の得票総数」を「(b) 名簿登載者（特定枠を除く）の得票総数」に改める。

第十二号様式その3（添付書類）を次のように改める。

その3 (添付書類)

| 参議院名簿届出政党等の名称 | | 参議院名簿届出政党等の得票数 | | 参議院名簿届出政党等の名称 | | 参議院名簿届出政党等の得票数 | | 参議院名簿届出政党等の名称 | | 参議院名簿届出政党等の得票数 | |
|-----------------------------------------------------------------|--|----------------|--|-----------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------|--|----------------|--|
| うち各参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)の得票数 | | 各参議院名簿登載者の氏名 | | / | | うち各参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)の得票数 | | 各参議院名簿登載者の氏名 | | / | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。) | | | | うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。) | | | | うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。) | | | |
| うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称 | | | | うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称 | | | | うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称 | | | |
| うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票 | | | | うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票 | | | | うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票 | | | |
| 優先的に当選人となるべき候補者の氏名 | | | | 優先的に当選人となるべき候補者の氏名 | | | | 優先的に当選人となるべき候補者の氏名 | | | |

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の山梨県選挙事務取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

山梨県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和元年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

| | | | | | |
|--------------|-------|---------|-------------------|-----------|------------|
| 名 称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 設立年月日 | 届出年月日 |
| 税理士による森屋宏後援会 | 天野友一 | 江井 誠 | 甲府市中央二―二―二三税理士会館内 | 令和元年五月二十日 | 令和元年五月二十二日 |

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

| 区分 | 名 称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 | 届出年月日 |
|----|-----------------|----------------|-----------------|--------------------------------|------------|------------|
| 新 | 小林ひろゆき後援会 | | | 笛吹市石和町窪中島一二五―一グラン シエーヌ笛吹二〇一 | 令和元年五月二十九日 | 令和元年五月二十九日 |
| 旧 | 全日本不動産政治連盟山梨県本部 | 中村 浩一 村松 清美 | 岩間 靖典 塩崎 正貴 | | 令和元年五月二十四日 | 令和元年五月二十八日 |
| 新 | 大森彦一を支援する「山彦会」 | | 長田 和明 天野 貞夫 | | 令和元年五月十八日 | 令和元年五月二十二日 |
| 旧 | 山梨県民主教育政治連盟 | 望月 好訓 | 宇野 五千雄 | | 令和元年五月十六日 | 令和元年五月二十日 |
| 新 | 税理士による中谷真一後援会 | 田中 茂樹 田中 寿雄 | 小笠原 光規 河西 良太 | | 令和元年五月十日 | 令和元年五月十四日 |

| 旧 | 新 | 旧 | 新 | 旧 |
|----------------------------|---|-----------------|----------------|----------------------------------|
| 市民の声で明日の富士吉田を作る会 伊藤進後援会 | | 公明党山梨県本部 | | 笛吹市石和町窪中島一二五―一 グラン シエール又笛吹一〇三 |
| | | 佐野弘仁 安本美紀 | 兵道顕司 佐野弘仁 | |
| | | 富士吉田市緑ヶ丘二一六一―一五 | 富士吉田市下吉田四一七―一三 | |
| | | 令和元年五月一日 | 令和元年五月三十日 | |
| | | 令和元年五月三十日 | | |

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|-------------|-------|---------|-----------------|--------------|------------|
| 恒友会武井つねお後援会 | 花岡利幸 | 磯部正春 | 中巨摩郡昭和町上河東三七四―一 | 平成三十一年四月二十七日 | 令和元年五月十三日 |
| 大塚義久後援会桜久会 | 大塚義久 | 小倉正志 | 甲府市桜井町一〇〇九 | 平成三十一年四月三十日 | 令和元年五月二十四日 |
| 安本よしのり後援会 | 安本美紀 | 安本美紀 | 甲府市羽黒町一一五九―三 | 令和元年五月三十日 | 令和元年五月三十日 |

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

| 氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 資金管理団体でなくなった年月日 | 届出年月日 |
|------|-------|------------|--------------|-------|-----------------|------------|
| 大塚義久 | 市議会議員 | 大塚義久後援会桜久会 | 甲府市桜井町一〇〇九 | 大塚義久 | 平成三十一年四月三十日 | 令和元年五月二十四日 |
| 安本美紀 | 県議会議員 | 安本よしのり後援会 | 甲府市羽黒町一一五九―三 | 安本美紀 | 令和元年五月三十日 | 令和元年五月三十日 |

山梨県選挙管理委員会告示第七号

平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者長崎幸太郎の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成三十一年三月十四日山梨県選挙管理委員会告示第二十四号）の一部を次のとおり訂正する。

令和元年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさる

山梨県選挙管理委員会告示第八号

候補者長崎幸太郎第一回分のうち、「平成31年1月1日から」を「平成30年11月6日から」に、「長崎幸太郎後援会（幸太郎クラブ） 政治団体 2,2,000,000」を「長崎幸太郎後援会（幸太郎クラブ） 政治団体 20,000,000」に改める。 自由民主党本部 政党 2,000,000」

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり

である。

令和元年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一三、九二五

山梨県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一八二、七〇七

山梨県選挙管理委員会告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名

西八代郡・南巨摩郡

中巨摩郡

三分の一の数

一五、〇八四

五、二四二

南都留郡

甲府市

富士吉田市

都留市・西桂町

山梨市

大月市

韮崎市

南アルプス市

北杜市

甲斐市

笛吹市

上野原市・北都留郡

甲州市

中央市

一一、八三七

五二、〇八〇

一三、八〇四

九、七九四

九、九二〇

七、一六六

八、三四一

一九、七三四

一三、五八五

二〇、五九二

一九、四一〇

七、二〇四

九、〇六二

八、二三一

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のとおり改正する。

令和元年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

表中「大月市立中央病院」を「地方独立行政法人大月市立中央病院」に改める。